

小国町公共施設等総合管理計画

策定 平成 2 9 年 3 月
改定 令和 4 年 3 月
小 国 町

《 目 次 》

第1章 はじめに	2
1 背景と目的	
2 対象施設	
第2章 公共施設を取り巻く現状と課題	5
1 施設について	
2 人口について	
3 財政の現状と課題	
4 将来更新費用試算	
5 対策の効果予測	
第3章 基本方針	16
1 公共施設等マネジメントの必要性	
2 公共施設等マネジメントの基本方針	
第4章 公共施設等管理の実施	18
1 計画の位置づけ	
2 公共施設等管理の実施検討体制	
3 スケジュール	

第1章 はじめに

1 背景と目的

全国的に高度経済成長期から公共施設等の整備が本格的に進められ、半世紀が経過しようとしている今日、本町においても保有している公共施設等の老朽化が進み、今後集中的に更新時期を迎えようとしています。

また、人口減少や少子高齢化の急進、人口構成等の変化に伴う町民ニーズの多様化、社会状況、経済情勢等が急激に変化しているとともに、東日本大震災等の災害に起因した防災対策・危機管理等の新たな行政需要の拡大など、財政面においても厳しい状況にあります。

このような状況下で福祉の向上、利便性の確保といった多様化する町民ニーズに応えていくためには健全な財政運営が不可欠であり、人口が減少していく中で現在保有している公共施設等を全て保有し、改修・更新していくことは非常に困難な状況にあります。

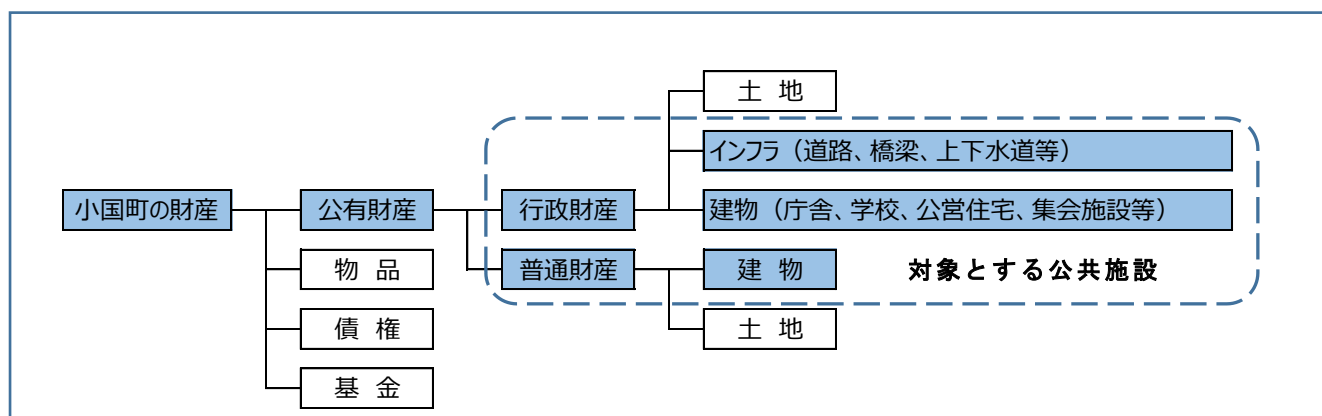
本計画は限られた財源の下で様々な課題に対応し、どのようなまちづくりを目指していくかを考慮し、望ましい公共施設等を次世代に引き継ぐため、人口や財政の将来を見通したうえで、上位計画である『第5次小国町総合計画』、『過疎地域持続的発展計画』及び『第2期小国町地域創生総合戦略』等との整合を図りながら、公共施設の現状を踏まえた公共施設等の今後の維持管理等のあり方について、基本的な方針を示すものであります。

※ この度の改定では、新たに追記する事項を除き、計画の基礎数値となる施設数などは原則時点修正を行わず、人口や財政といった外的環境に関する数値の修正にとどめている。なお、策定時からの施設数の増減などについて参考数値として追記を行った。

2 対象施設

本計画では、平成28年3月現在で町が整備した固定資産台帳に掲載されている建物及びインフラ系施設^{※1}を対象とします。

図1-1 公共施設等総合管理計画の対象範囲



※1 インフラ系施設：住民の社会生活の基盤となる道路や上下水道設備、橋梁等

■建物に係る用途別分類

施設用途		H28.3月時点 の施設数	主な施設	R3.3月時点 の施設数
大分類	中分類			
行政系施設	庁舎等	2 施設	役場庁舎、役場分庁舎	2 施設
	消防施設	49 施設	消防ポンプ庫	<u>50 施設</u>
学校教育系施設	学校※2	11 施設	小国小学校、小国中学校 旧小国小学校等	<u>10 施設</u>
	その他教育施設	3 施設	小国中学校寄宿舎等	3 施設
町民文化系施設	町民文化施設	1 施設	おぐに開発総合センター	1 施設
社会教育系施設	博物館等	1 施設	民俗資料館	1 施設
スポーツ・レクリ エーション系施 設	スポーツ施設	5 施設	町民総合体育館、あいべ等	5 施設
	レクリエーショ ン施設・観光施 設	18 施設	健康の森横根、りふれ、飯豊梅花 皮荘、川入荘、水の郷交流館、金 目そばの館、オートキャンプ場等	<u>17 施設</u>
産業系施設	産業系施設	5 施設	温水供給施設、小玉川淡水魚種苗 生産施設、市野沢放牧場監視舎等	5 施設
	集会施設※3	11 施設	基幹集落センター、越中里活性化 センター、高齢者コミュニティセ ンター、驚農作業準備休憩施設等	11 施設
子育て支援施設	幼保・こども園	3 施設	おぐに保育園等	3 施設
保健・福祉施設	保健施設	1 施設	健康管理センター	1 施設
	高齢福祉施設	2 施設	老人保健施設（温身の郷）、白沼 老人憩いの家	2 施設
公営住宅	公営住宅	7 施設	町営住宅幸町団地、小坂町勤労者 住宅、岩井沢勤労者住宅等	7 施設
公園	公園	7 施設	小坂町中央公園トイレ、神明山公 園トイレ、東原公園トイレ等	7 施設
その他	その他	14 施設	小国町斎場、町営バス車庫、交流 バス車庫、西勤労者住宅付帯駐車 場、医師住宅、除雪センター等	14 施設
医療施設	医療施設	1 施設	町立病院	1 施設
上水道施設	上水道施設	5 施設	長沢水源地、大宮送水場等	<u>7 施設</u>
簡易水道施設	簡易水道施設	5 施設	玉川簡易水道配水池、白沼簡易水 道配水池等	5 施設
下水道施設	下水道施設	3 施設	小国浄化センター、田沢川中継ポ ンプ場等	3 施設
工業用水道施設	工業用水道施設	3 施設	管理棟、ポンプ場等	3 施設
合 計		157 施設		<u>158 施設</u>

■インフラ系施設に係る用途別分類

施 設	H28.3 月時点		R3.3 月時点	
	数 量	延長・面積	数 量	延長・面積
町 道 道路部	306 路線	259,693.63m	<u>309 路線</u>	<u>271,271.00m</u>
橋 梁	176 橋	3,934.53m	<u>171 橋</u>	<u>3,900.45m</u>
トンネル	4 箇所	1,982.00m	4 箇所	1,982.00m
農 道	1 路線	540.00m	1 路線	540.00m
林 道 道路部	29 路線	94,801.00m	29 路線	94,801.00m
橋 梁	21 箇所	285.90m	21 箇所	285.90m
集落道	1 路線	148.60m	1 路線	148.60m
公 園 都市公園※4	10 箇所	28.88ha	10 箇所	28.88ha
農村公園※5	9 箇所	2.03ha	9 箇所	2.03ha
児童公園※6	3 箇所	0.38ha	3 箇所	0.38ha
簡易水道 配水管、導水管	7 箇所	32,950.00m	7 箇所	<u>36,600.00m</u>
上水道 配水管、送水管、 導水管		56,008.90m		<u>60,677.60m</u>
下水道 污水管		37,750.24m		<u>38,250.64m</u>
工業用水道 配水管、導水管	1 箇所	2,503.90m	1 箇所	2,503.90m
浄化槽	32 基		<u>31 基</u>	

※2 学 校：閉校となった旧小国小学校、旧北部小中学校、旧沖庭小学校、旧伊佐領小学校、旧玉川小中学校（足中分校除く）、旧小玉川小中学校、旧白沼小中学校を含む

※3 集会施設：基幹集落センター、越中里活性化センター等の地域の福祉向上等に資する目的のために建設された施設を集会施設に分類

※4 都市公園：地方公共団体が都市計画法に規定する都市計画区域内において設置する公園

※5 農村公園：農業集落居住者の憩いの場を提供する目的でつくられた公園で、農林水産省の農村総合整備モデル事業として整備された公園を含む。

※6 児童公園：児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設

第2章 公共施設を取り巻く現状と課題

1 施設について

(1) 延床面積の状況

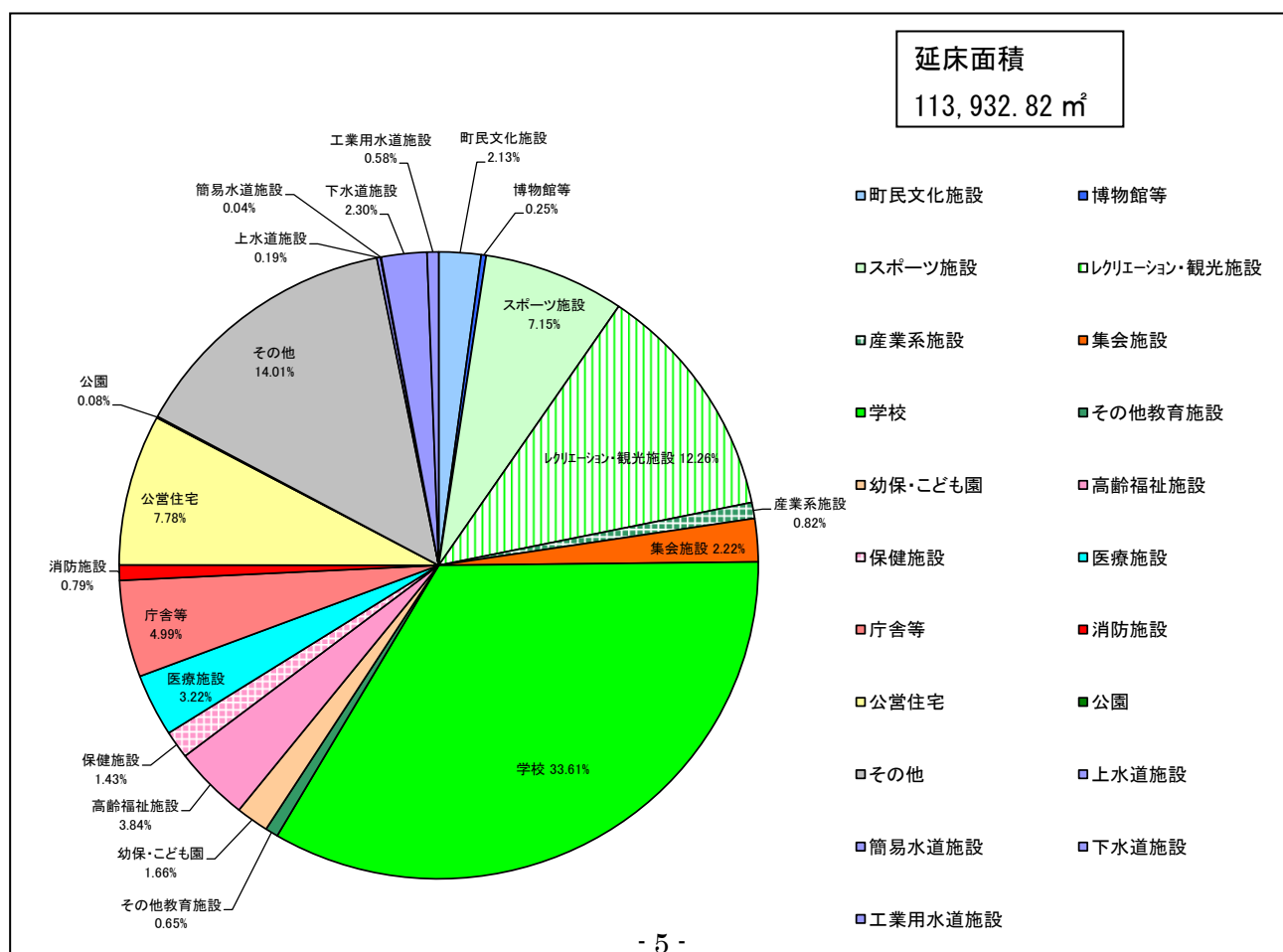
小国町の公共施設の人口一人当たり延床面積は全国平均の4倍となっておりますが、施設ごとに建設に至る背景、目的がありそれぞれに異なる機能をもった施設であるため多くの公共施設を保有しています。

小国町の公共施設は157施設（平成28年3月現在）で、総延床面積は113,932.82㎡です。延べ床面積の割合が大きいのは、学校で全体の33.61%を占め、次いで飯豊梅花皮荘等のレクリエーション・観光施設（12.26%）、公営住宅（7.78%）、スポーツ施設（7.15%）、役場庁舎等（4.99%）の順となっています。

学校は、既に閉校している校舎も含まれており、面積の割合が高くなっています。また、集会施設には、越中里活性化センター、今市活性化センター等の地域の集会施設として利用されている施設も含まれています。

町民一人当たりの延べ床面積は、13.9㎡で全国自治体平均の3.4㎡の約4倍となっています。

図2-1 用途別延床面積内訳

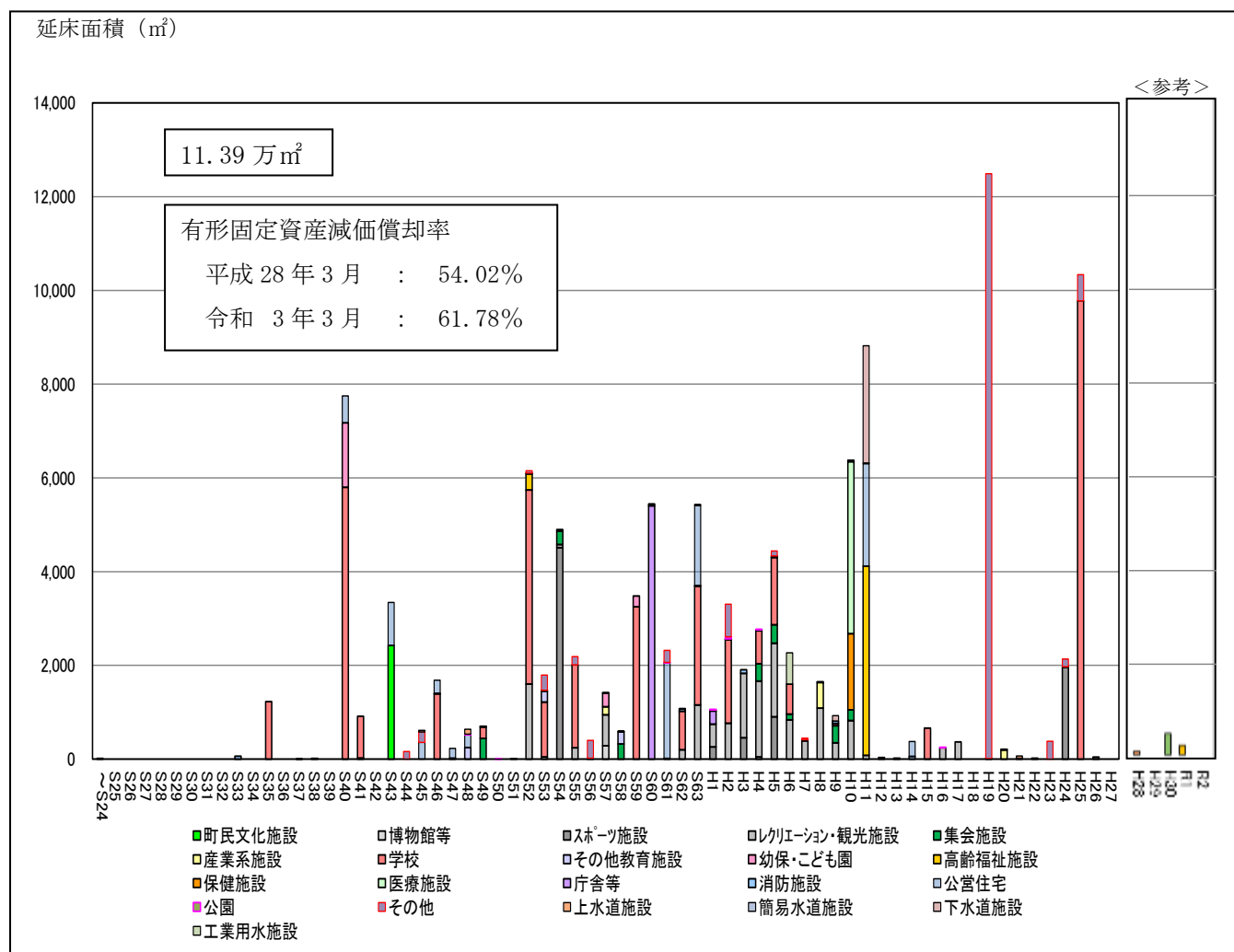


(2) 老朽化の状況

今後、老朽化により改修・建替えが必要となる施設が急増します。

当町における、建築後30年を経過した建物の延べ床面積は43,220.13㎡で全体の約38%となっており、この約半数は、学校施設(19,877.06㎡)で、その他は役場庁舎(5,405.15㎡)小国町民体育館(4,511.46㎡)、おぐに開発総合センター(2,424.81㎡)等となっています。今後大規模改修や更新などの時期を迎える施設の半数を学校施設が占めており、その約7割が閉校校舎となっているものの、地域の住民が利用している校舎もあり、一律に判断することはできない状況となっています。また、今後も利用が見込まれる施設について、長寿命化や建替を含め老朽化の対策にあたり、施設建設時における目的と想定した利用者、現在の利用状況と利用者を考慮し進めて行くことが必要になっています。なお、おぐに開発総合センターについては、次期総合センター建設までの間、現状機能の維持に努めていく必要があります。さらに、次期総合センターは、既存のおぐに保育園を解体し建設する予定であることから、施設の再配置、機能の複合化に配慮し効率的に進めます。

図2-2 用途別建築年別延床面積



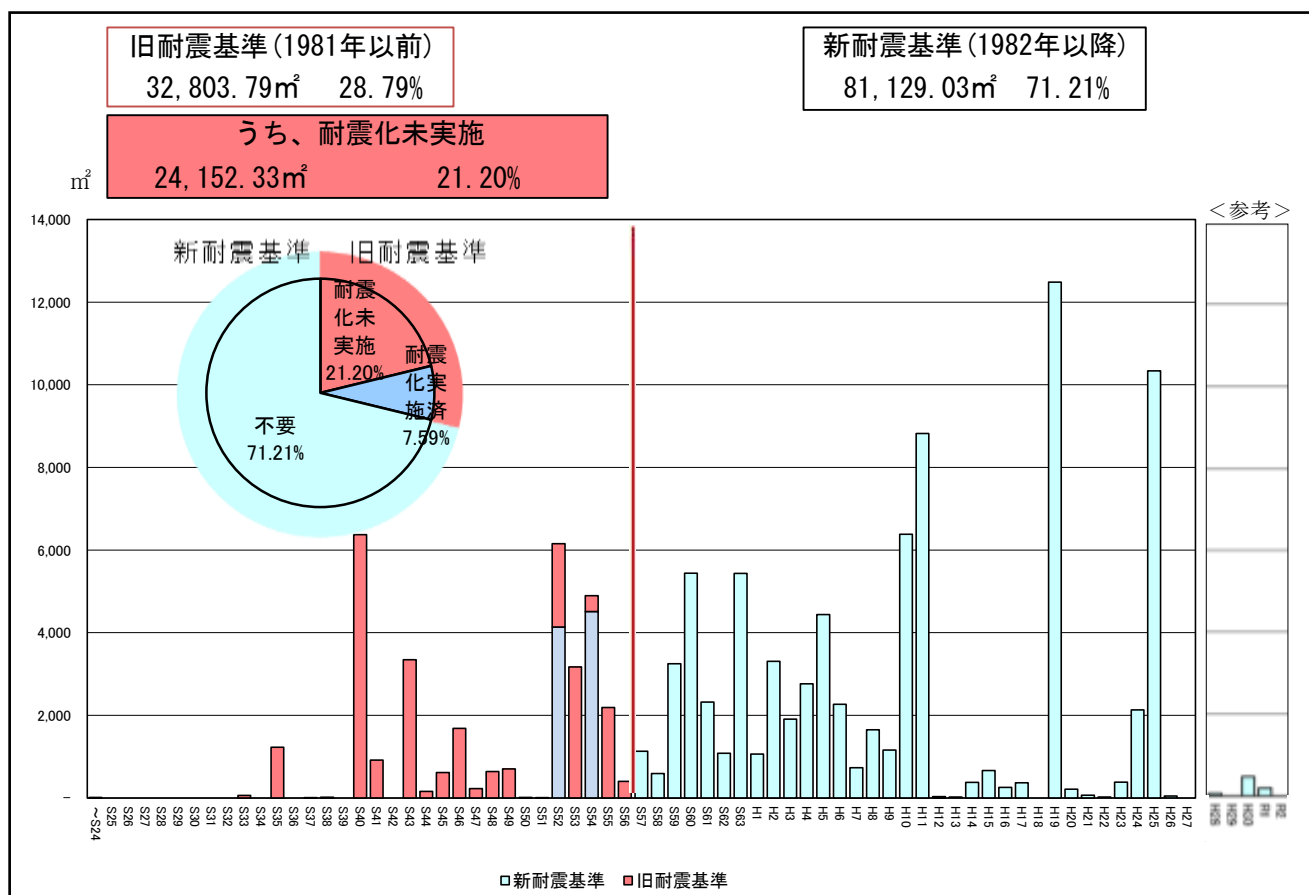
(3) 耐震化の状況

一部施設で耐震性に課題があり、施設を継続使用するためには改修の必要性が求められるが、施設利用状況や統廃合を視野に今後耐震化を進めていく施設を検討していく必要があります。

旧耐震基準となる昭和56年（1981年）以前に建設された公共施設の延べ床面積は、全体の28.79%となっています。そのうち小国中学校、小国町民総合体育館は耐震化を行いましたので、耐震改修未実施の施設の割合は21.20%です。この内訳は、閉校校舎やおぐに開発総合センター、おぐに保育園などが主な施設となっていますが、閉校校舎等の耐震改修については、小国町公共施設等用途別管理計画で定めた基準に則って整理するとともに、前述した老朽化対策と同様の検討が必要になっています。

また、東日本大震災では多くの自治体において、地震後の災害対策の拠点となる庁舎や避難所が被災によって使用できなくなり、住民が過ごすための生活機能の不足など地震後の復旧活動に多大な影響を与えました。当町は耐震化されていない施設を避難所（地震）に指定していませんが、同様の状況が発生する可能性を踏まえ、前述の施設の老朽化への対応に記載した内容に加え、継続利用をしていく施設として位置付けられた施設には、十分な対策を講じる必要があります。

図2-3 新旧耐震基準※7別延床面積



旧耐震基準（耐震改修未実施）	旧耐震基準により建設され、耐震補強が必要であるものの工事未実施のもの。
旧耐震基準（耐震改修実施済もしくは耐震性有り）	旧耐震基準により建設され、耐震診断により耐震性有りと診断されたもの。又は耐震診断により耐震性無しと診断されたが、その後耐震補強が実施されたもの。
新耐震基準	新耐震基準により建設された建物。

（４） これまでの取組状況

平成 29 年 3 月計画策定から令和 3 年 3 月までの計画に基づく取組状況は、以下のとおりです。

対象施設	実施年度	実施区分	内容
町営住宅幸町団地	H29	一部除却	除却面積 136.00 m ²
〃	H30	一部除却	除却面積 73.00 m ²
温泉健康館	H30	一部除却	温水プール部分 1,152.00 m ²
片洞門休憩所	R1	除却	除却面積 81.16 m ²
小国町民総合体育館	R1～R2	長寿命化改修	外装改修工事
町営住宅幸町団地	R2	一部除却	除却面積 141 m ²
玉川小学校足中分校	R2	除却	除却面積 888.00 m ²
除却面積計			2,471.16 m ²

※7 耐震基準：昭和 56 年 5 月 31 日までの建築確認で適用されていた旧耐震基準では中規模地震（震度 5 強程度）で倒壊しないことが求められていたが、新耐震基準では中程度の地震でほとんど損傷を受けず、かつ大規模地震（震度 6 強～7）でも倒壊・崩壊する恐れのない耐震性が求められている。

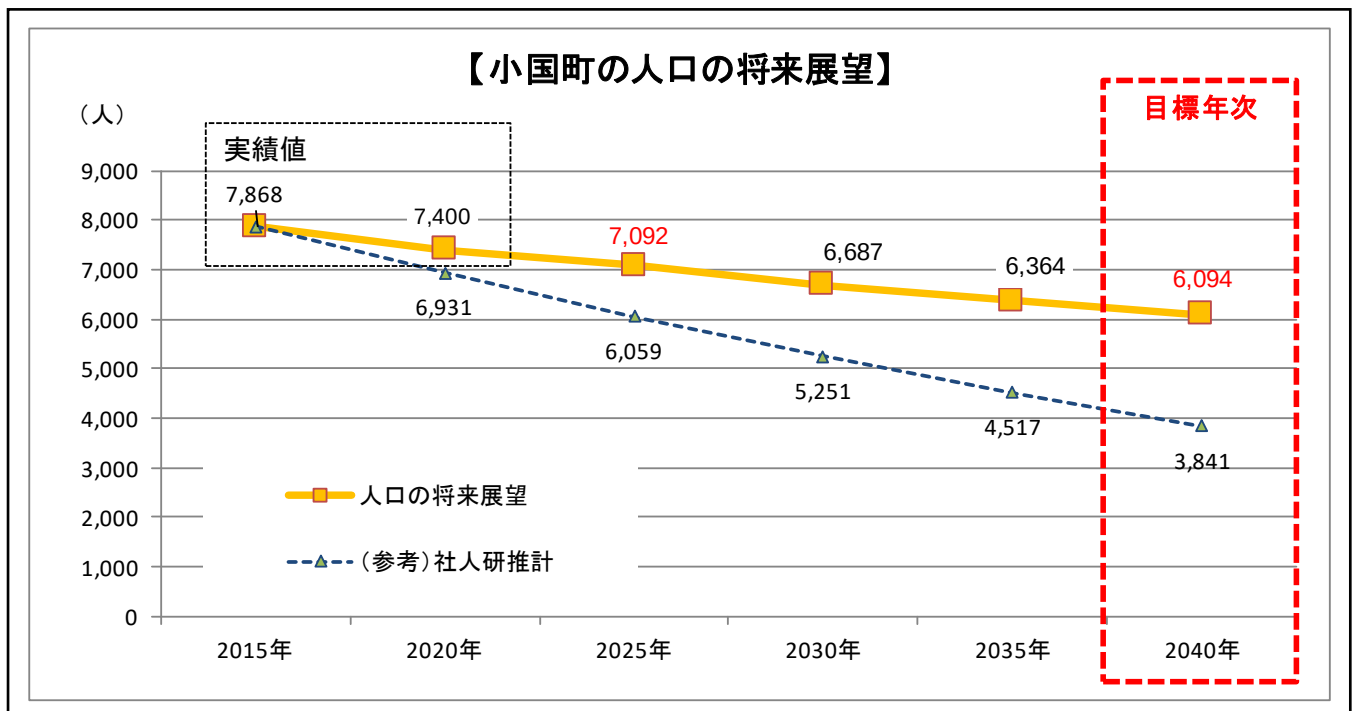
2 人口について

小国町の人口は昭和 30 年（1955）年には 18,366 人と 2 万人近くまで増加しましたが、その後は減少に転じ、平成 17（2005）年には 9,742 人と 1 万人を割り込みました。

令和 2 年 3 月に改訂した小国町人口ビジョンでは、小国町の人口は、令和 2（2020）年の 7,400 人から、令和 7（2025）年には 7,092 人、令和 22（2040）年には 6,094 人まで減少すると推計されており、今後 20 年間（2020－2040）で 17.7%減少すると予測されています。

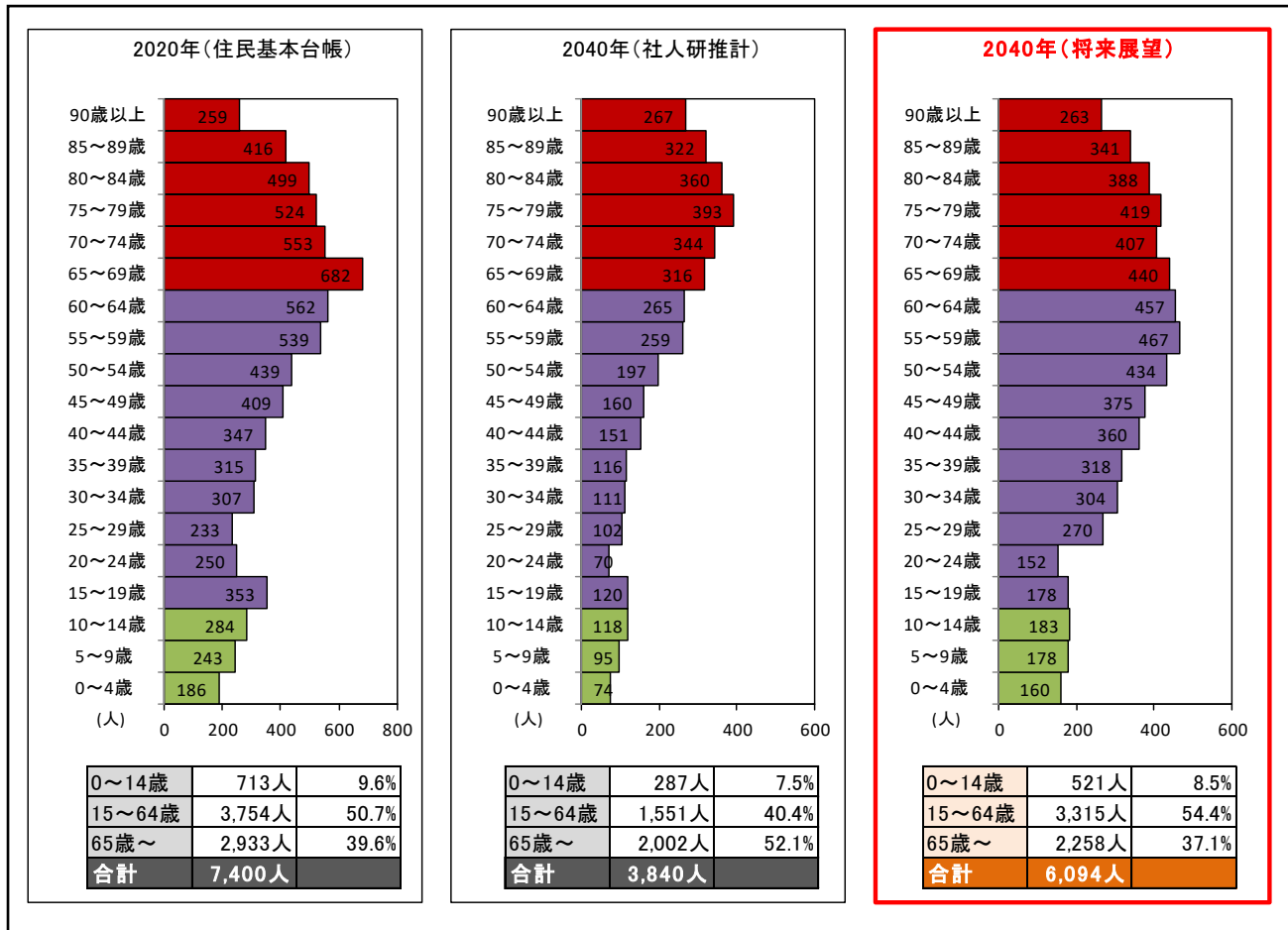
階層別人口を令和 2（2020）年から令和 22（2040）年の 20 年間でみると、年少人口（0～14 歳）が 26.9%の減と最も減少幅が大きく、次いで老年人口（65 歳以上）は 23.0%減少するとされており、生産年齢人口（15～64 歳）については 11.7%の減少が推計されています。人口構成割合では、年少人口が 8.5%、生産年齢人口が 54.4%、老年人口が 37.1%で、現象を続ける年少人口割合に対し、老年人口は全国推計値の 35.3%（令和 3 年版 内閣府 高齢者白書）を上回ると予測されています。

図 2-4 人口の将来展望



小国町人口ビジョンより

図 2-5 年代別将来人口展望



小国町人口ビジョンより

3 財政の現状と課題

一般会計の財政規模は、行政ニーズの高度化、多様化に伴う業務量の増加や、国と連動した景気対策として公共事業の実施などから拡大してきましたが、平成12年度以降は縮小しています。平成24年度から25年度にかけて、新小国小学校の建設に伴い一時的に増加しましたが、その後は再び縮小傾向が続いています。

歳入面では、町税は、平成19年度から10年間にわたり減少基調にあったものの、平成29年度以降は世界的な景況を背景とする国内経済の回復などにより増加に転じています。しかし、当町の税収は中核企業の業績に左右されることから、将来的な見通しは困難な状況です。地方交付税は、算定科目の変更などによる増減があるものの、30億円前後で推移しています。国庫支出金及び地方債、補助事業や投資的事業の実施状況により大きく変動しています。

歳出面では、維持補修費は、冬季の天候による町道除雪費の変動が主な増減の要因となっています。補助費等は、町立病院や老人保健施設への負担金の増加に加え、令和2年度において、特別定額給付金をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策により急増しました。投資的経費は平成24、25年度において新小国小学校の建設に伴い増加しました。また、当該事業の借入金の償還開始により公債費が平成29年度以降増加しています。今後は、老朽化が著しい公共施設の長寿命化や更新に要する経費に加え、医療、介護などの行政需要の拡大を反映し特別会計及び企業会計への繰出金の増加が予想されます。

これらのことから、財政運営の弾力性の指標である経常収支比率は高止まりしており、財政の硬直化が進んでいます。

図2-6 歳入決算額の推移

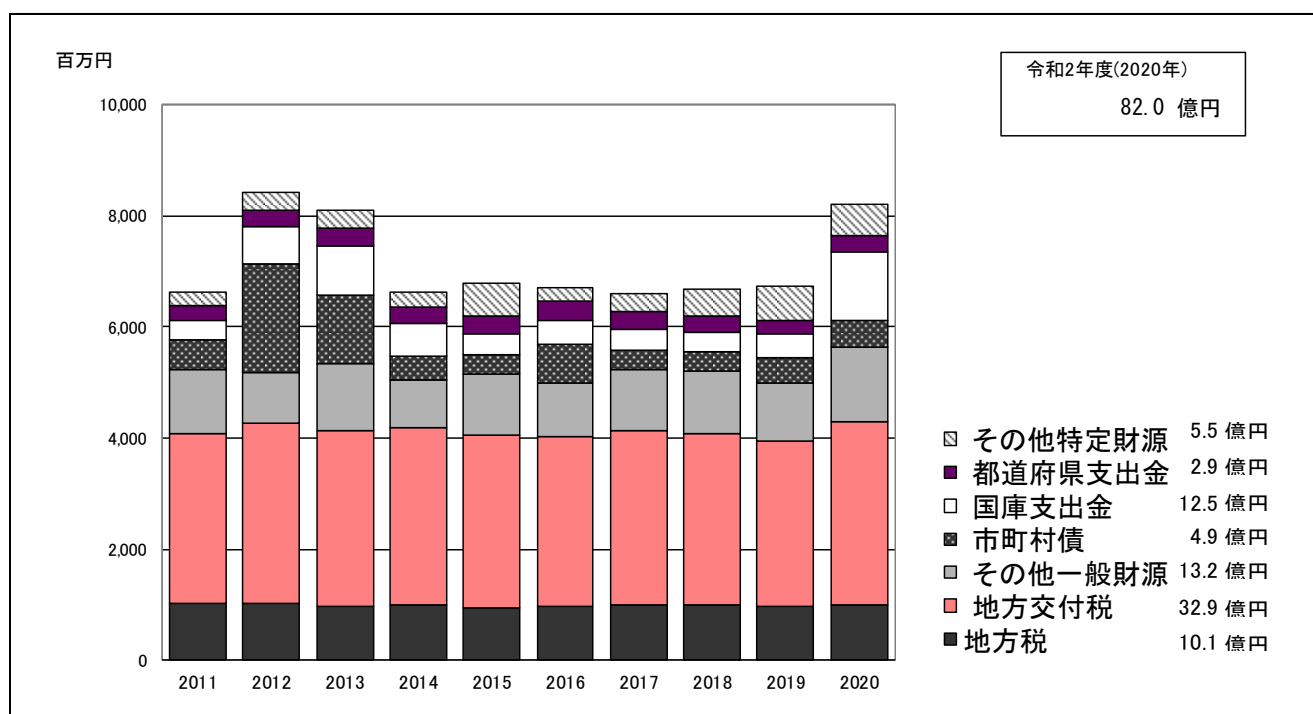


図2-7 歳出決算額の推移

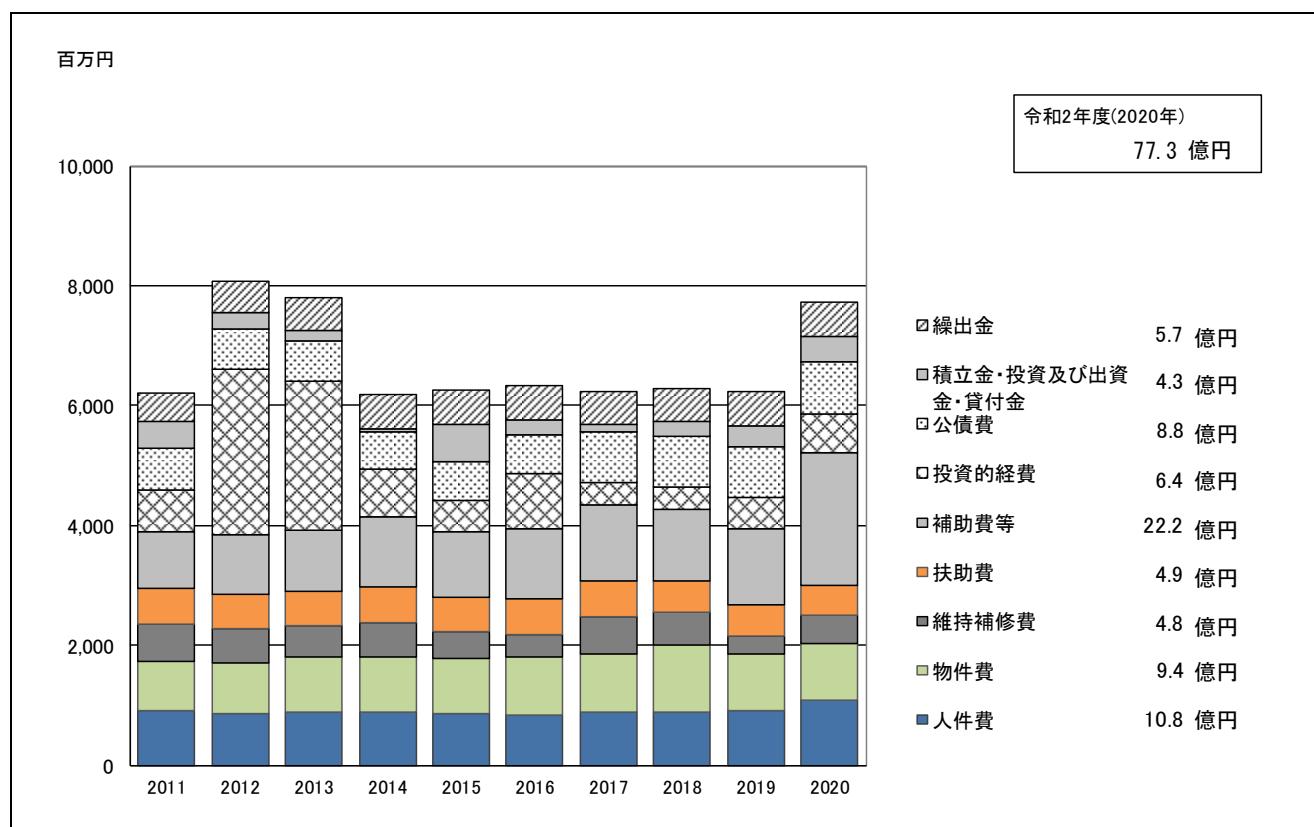
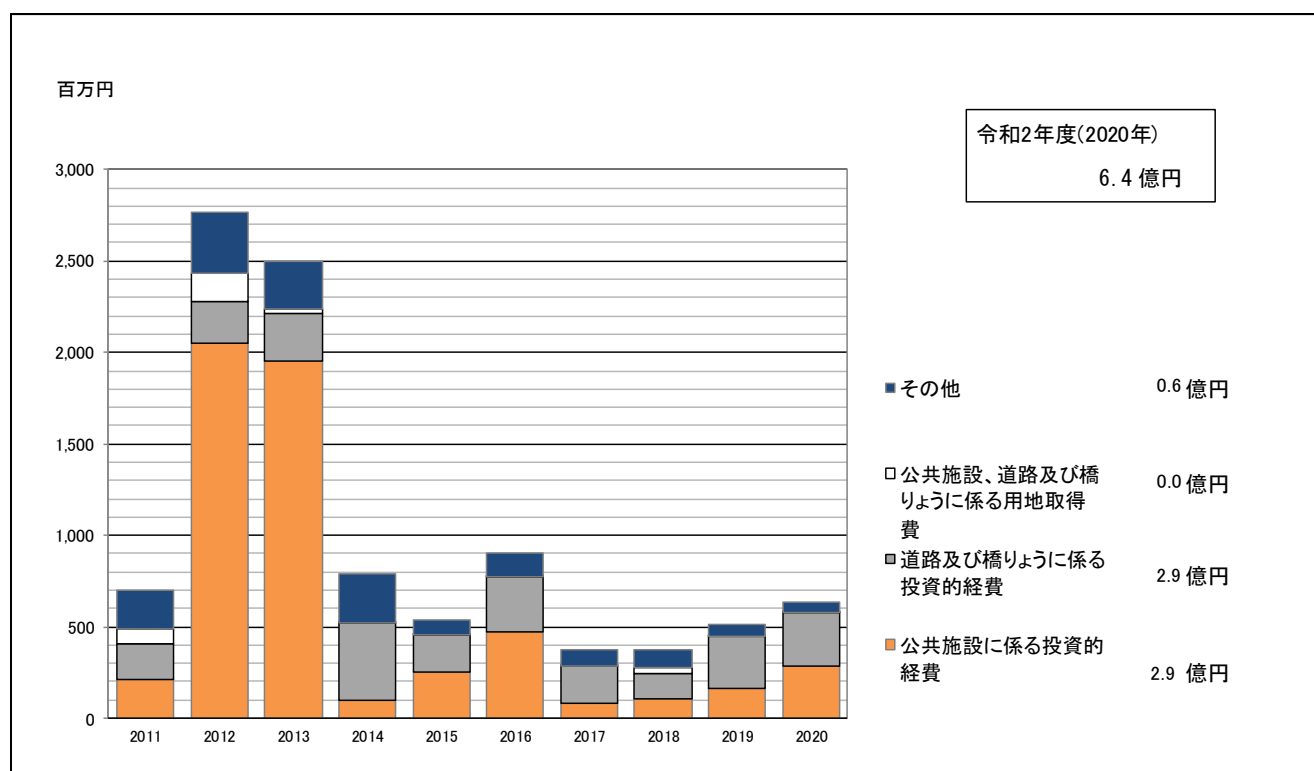


図2-8 投資的経費の推移



4 将来更新費用試算

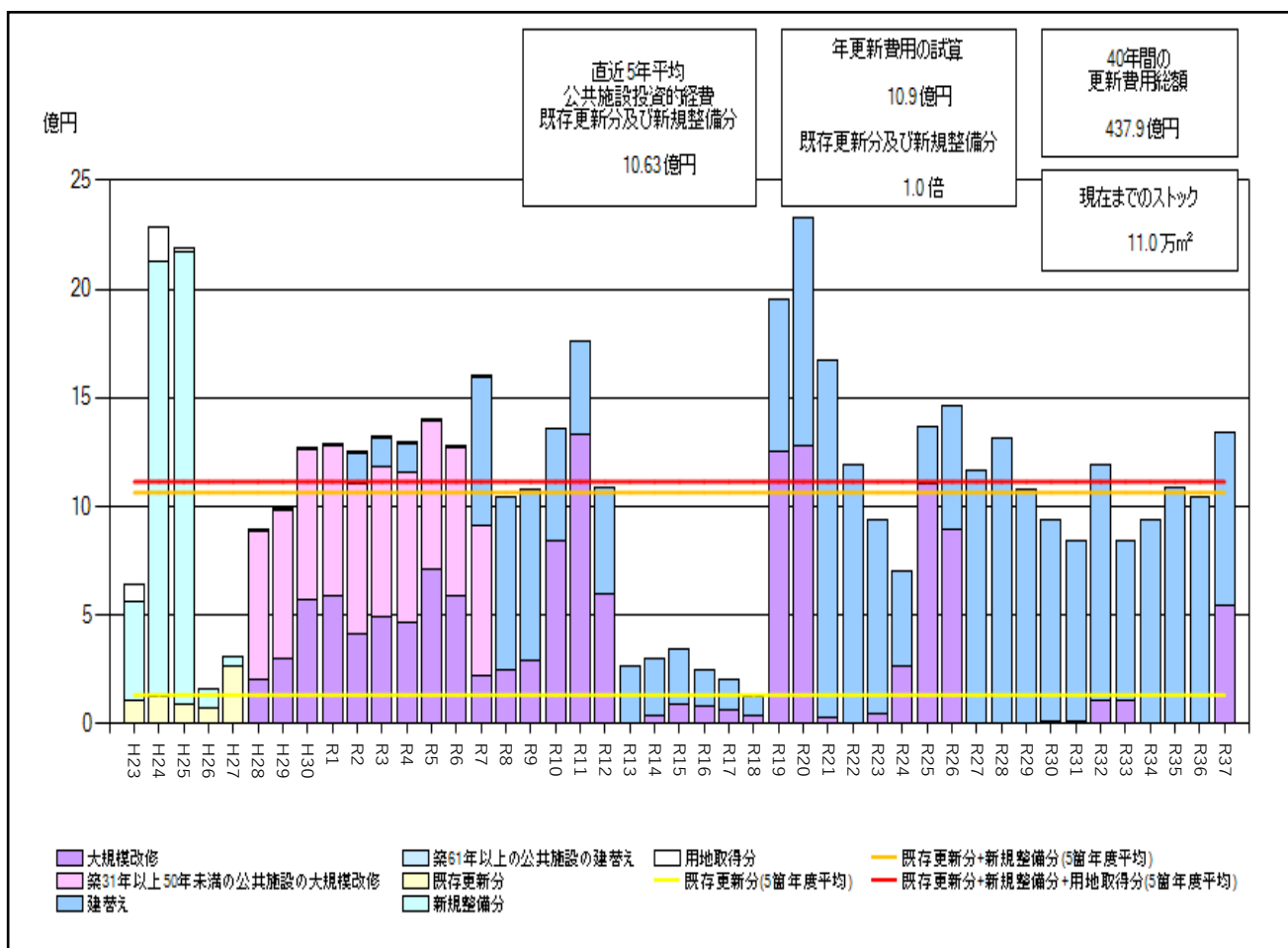
平成29年3月に策定した小国町公共施設等総合管理計画では、現在保有している公共施設のすべてを今後も保有していくことを前提として、延床面積に更新単価を乗じることにより将来の更新費用の試算※8を行いました。

建替えは、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年を採用し、設計・施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替え期間を3年としました。

大規模修繕は、耐用年数の半分である建築後30年で大規模な改修を行うと仮定し、単年度に費用が集中しないように修繕期間を2年としました。

これによると当町では、今後約10年間は築30年を経過した際に大規模改修を実施しなかった施設の改修が主となっていく、その後、建替えに要する経費が多くなる年度が現れ、令和12年以降は建替え費用が主となってきます。前述したとおり、財政状況が厳しいおりこれらの経費を計画のとおり実施することは困難であることから、経費が低下する令和13年から18年に経費が増大する年度の改修や建替えを実施するなどの経費の平準化を図ることも必要と考えられますが、現在保有している施設の改修や建替えについては、町の財政状況を考慮するとともに、施設の活用を含めた必要性を検討し実施していかなければなりません。

図2-9 将来更新費用の推計（公共施設：建物）



※8 総務省が公開している更新費用等試算ソフトを用いた。

5 対策の効果予測

この度の計画改定にあたっては、「第2章 4 将来更新費用試算」の将来更新費用試算結果をベースとしながらも、保有施設に長寿命化対策（予防保全型修繕）を講じた場合の費用削減効果を予測します。これまでは、図2-10のイメージにより、建替を標準的な耐用年数とされる60年を採用し、耐用年数の半分である建築後30年に大規模な改修を行うと仮定し試算していましたが、長寿命化対策を行うことにより延長すると見込まれる施設の耐用年数を80年に設定し、中間に当たる40年に機能向上を図る長寿命化改修を行い、20年目と60年目に予防保全型の大規模修繕を行うこととしたイメージが図2-11であり、総務省で公開している「公共施設等更新費用試算ソフト」を基に推計しました。

図2-10

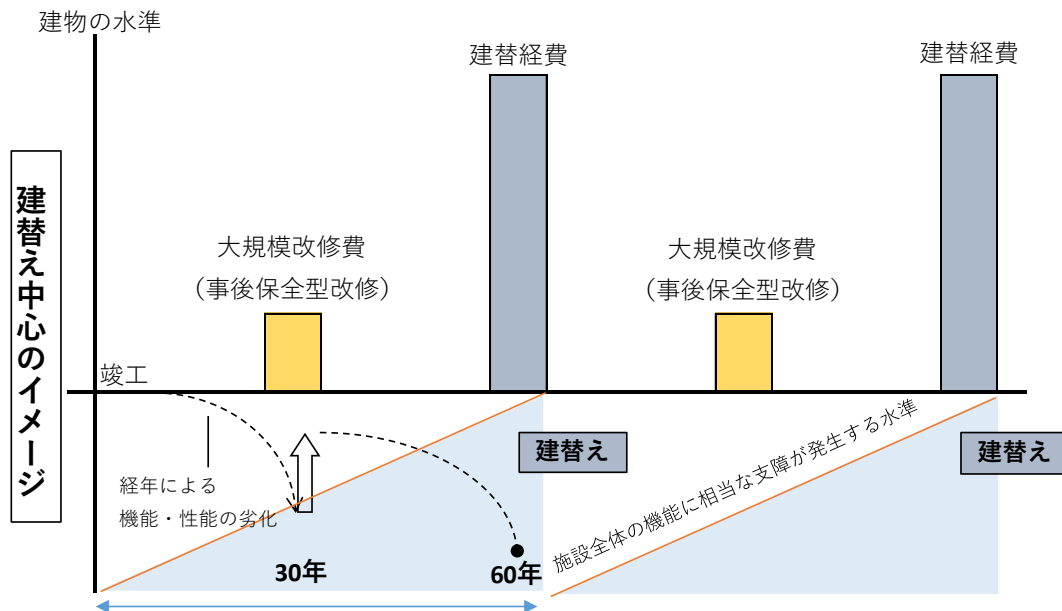
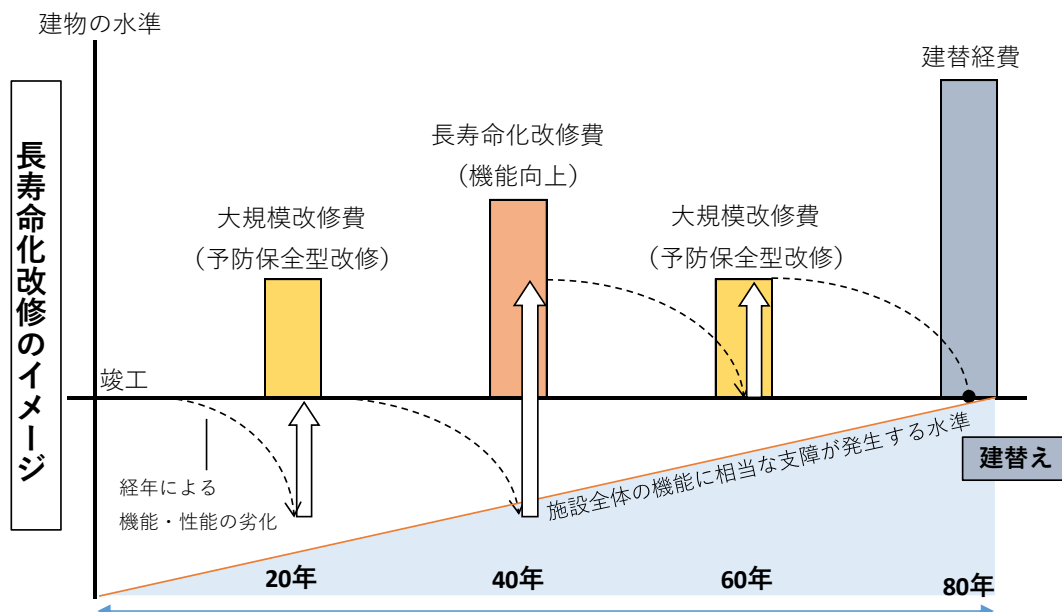


図2-11



推計によると、単純更新した場合と比較した10年間の推計でおよそ24億円の縮減が見込まれます。しかし、財源が縮小傾向にある中で、これまでどおりの予算を確保していくことは困難であるため、総量の縮小や管理水準の見直しを図るとともに、国の補助事業の活用や交付税措置のある有利な地方債を活用するなど財源の確保に努めなければいけません。

表2-1 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みと効果予測

【令和3(2021)年から10年間】

(単位：百万円)

区 分		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(R2決算ベース)
普通会計	建築物(a)	5,644	5,168	3	10,815	※財源については、国の補助事業や交付税措置、公共施設等適正管理推進事業債や除却債等を活用する。	11,592	▲ 777	301
公営企業会計	建築物(b)	0	67	0	67		1,725	▲ 1,658	72
合計(a+b)		5,644	5,235	3	10,882		13,317	▲ 2,435	373

※長寿命化の試算にあたり、総務省で示す標準単価から、文化施設に係る長寿命化改修単価の伸び率により算出した単価を使用

※施設数は現計画の対象施設で比較

※表中①～③欄には、施設の耐用年数を80年に設定し、中間に当たる40年に機能向上を図る長寿命化改修、20年目と60年目に予防保全型の大規模修繕を行う試算による推計値を記載

※表中⑤欄には、第2章4将来更新費用試算での試算結果から、40年間の推計費用の内R3からR12にかかる費用を記載

参考：今後30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みと効果予測

【令和3(2021)年から30年間】

(単位：百万円)

区 分		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(R2決算ベース)
普通会計	建築物(a)	10,568	13,119	4,143	27,830	31,063	▲ 3,233	301
公営企業会計	建築物(c)	96	1,950	0	2,046	1,860	186	72
合計(a+b)		10,664	15,069	4,143	29,876	32,923	▲ 3,047	373

第3章 基本方針

1 公共施設マネジメントの必要性

公共施設の老朽化が進み、今後も安全に安心して使い続けていくためには、その改修や建替えのために多額の更新費用が必要です。その一方で、人口減少・少子高齢化、多様化、高度化する町民ニーズを背景に、新たな公共施設のあり方も求められています。

しかしながら、歳入面では地方交付税の減少や人口減少による税収の減、歳出面では高齢化等に伴い扶助費等の社会保障費の支出が増加傾向にあるなど、今後財政事情はますます厳しくなるものと予測されます。このため、老朽化や新たなニーズに対応した公共施設の改修・建替えの費用は確実に不足することが予想されますが、地方債等によって必要な資金を調達することは将来世代に過度の負担を残すことにつながります。

一方で、何もしなければ老朽化はさらに進み、安心して利用できない公共施設が増加するなど町民サービスの低下を招く恐れも考えられます。そのため「第2章 5 対策の効果予測」で示したとおり、長寿命化対策による耐用年数を80年に設定し、中間年の40年に機能向上を図る長寿命化改修、20年目と60年目に予防保全型の大規模修繕を行う方針に取り組みます。これにより、中長期的な展望にたって経営的な視点から公共施設の量と質の見直しを図るとともに、公共施設マネジメントの対象となっている建物等の中には、地域コミュニティの組織体に帰属させることが適当な機能を有する施設もあるため早期に受益者等との協議を進め、施設利用実態等を加味した『公共施設用途別管理計画』及び『公共施設個別計画』に反映させていくこととします。

2 基本方針

(1) 建物に関する基本方針

(1)－1 行政財産

① 施設の長寿命化

老朽化が進んでいる施設のうち継続して使用する施設については、今後定める「公共施設用途別管理計画」及び「公共施設個別計画」に基づき、各施設に係る有形減価償却資産の耐用年数の半分を経過する前に大規模改修を行うことを検討していくことと併せて、計画的な修繕を行いながら可能な限り長寿命化を図っていきます。

また、壊れてから直すという「事後保全型」の維持管理から、計画的に保全を行う「予防保全型」の修繕を行うことにより、長寿命化を図っていきます。

② 施設の耐震化

新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建設した施設については、利用状況の高い施設や重要度に応じて耐震診断を行い、必要に応じて耐震化を図っていきます。

③ 適正な新規整備と量の縮減

既存施設の有効利用を図り、既に整備に向け計画的に取り組みが進められているものや各種計画等において機能統合を含め、施設利用状況や地域等の意向を踏まえながら適正な量と規模による整備を行うものとします。

また、新たなニーズに対応する場合には、既存施設の多目的化や複合化、転用、民間譲渡等を検討し政策的に必要不可欠と判断し、新規整備が必要となる場合は施設総量の縮減を図りながら応えていくように努めます。

併せて、「耐震化されていない施設」、「未利用施設」、「老朽化した施設」について、町の施設としての必要性等を「公共施設用途別計画」に反映させるとともに、施設の機能に応じた重要度を鑑み、施設の状態とあわせて優先度を総合的に判断していくことにより施設総量の縮減を図ります。

④ 整備手法の検討

従来型の公共施設の整備手法のほか、「PPP／PFI」^{※9}など民間活力を活用した整備手法を検討し、改修・更新コストや管理運営コストを縮減します。

(1) - 2 普通財産

普通財産上で管理している建物には、老朽化が進み耐震基準を満たさない構造的な欠陥を有する建物が多く、今後使い続けていくためには安全管理上からも問題が多いことから、譲渡や廃止を前提に検討していきます。

(2) インフラ系施設に関する基本方針

① 施設の長寿命化

定期的な点検・診断を行い、劣化・損傷が軽微な段階で対策を講じるなど計画的に修繕を行いながら、可能な限り長寿命化を図っていきます。

併せて、ライフサイクルコスト^{※10}に配慮した設計・工法を導入し、適切な耐久性の確保に努めることにより施設の長寿命化を図ります。

既に策定済みの「小国町橋梁長寿命化修繕計画」では、橋梁点検や橋梁診断により橋梁の健全度を把握しながら日常的な維持管理を実施し、掛け替えや大規模補修が難しい長大橋（橋長90m以上）については耐久性の高い資材の使用や早期補修などの長寿命化対策により経費の縮減を図るとしており、「小国町公共下水道小国浄化センターストックマネジメント計画」では事業成果を見る長期目標を50年としながら、定期的な見直し、改善を図ることを目的に5年で短期目標、10年で中間目標とし、点検・調査及び修繕・改築、施設種類別事業量に数値目標を設定して進めることとしています。また、「小国町道路トンネル長寿命化基本方針」では道路トンネル及びトンネル内附属物について早期の対策や修理、部品交換で長寿命化が図れるとし、新技術等の活用を検討しながら点検、対策にあたり効率化と費用縮減に努めることとしています。その他の計画等未整備のインフラ系施設についても、順次計画等策定しながら長寿命化を図っていくこととします。

② 施設のユニバーサルデザイン化

障がい者や高齢者、妊婦、子ども連れ、外国人等を含めた全ての人にとって、暮らしやすい、優しいまちづくりを目指し、施設の改修及び更新等にあっては、ユニバーサルデザイン化を進めます。

なお、ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、国が定める「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月）」の考え方を踏まえつつ、取り組みを進めます。

※9 PPP／PFI：公民が連携して公共サービスの提供を行う手法をPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）という。PPPのうち、代表的な手法の一つがPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

※10 ライフサイクルコスト：施設費用を、企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでをトータルして考えたもの。生涯費用。

第4章 公共施設等管理の実施

1 計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画は、公有財産として管理する建物やインフラ系施設の今後の維持管理等のあり方についての基本的な方針を示すものです。

また、総合管理計画に基づき、用途別に施設の現状と課題を整理したうえで、施設機能に対する評価や有効活用していくための管理に関する基本的な考え方となる公共施設用途別管理計画と併せて、長期間活用するとした施設の長寿命化改修と履歴管理を備えた施設管理台帳の見直しを盛り込んだ公共施設個別計画を各課で作成していきます。

2 公共施設等管理の実施検討体制

(1) 庁内組織体制の整備

公共施設等総合管理計画を効率的・効果的に実施していくために、庁内において公共施設に対する課題認識を共有し、個別の組織に捉われず全庁的・横断的な視点から施設管理を進めていく体制を整備するため、公共施設等マネジメント委員会に各課室長級の職員による作業部会を置き、調査・検討を行っていきます。

(2) 計画期間

公共施設等総合管理計画は、計画期間は建替えや大規模改修が必要となる時期を含む建物のライフサイクルコストを考慮して設定することが望ましいため、小国町の公共施設の更新費用の推計結果を鑑み、平成29年度から令和9年度までの11年間の計画期間を設定しています。

また、公共施設用途別管理計画及び公共施設個別計画については、平成30年度からの5年間の計画期間と設定しています。

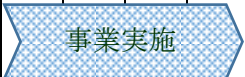
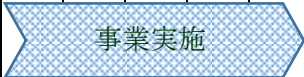
(3) 進捗管理と見直し

公共施設等総合管理計画の実効性を確保するため、平成29年度に公共施設用途別管理計画及び公共施設個別計画を作成し、計画期間の中間年に公共施設等マネジメント委員会において、各施設の運営実態や事業の進捗状況を検証していくものとします。

3 スケジュール

公共施設等管理の実施に示した各種計画の概要は次のとおりです。

図 4-1 公共施設等総合管理計画の進め方

	内 容	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
公 共 施 設 等総合 管理計画	町が保有する建物、インフラ系施設の今後の維持管理等のあり方についての基本的な方針を示します。	策定 	事業実施 				改定 	事業実施 				更新 	
公共施設 用途別管 理計画	総合管理計画に基づき、用途別に施設の現状と課題を整理したうえで、有効活用方針を定めていきます。	策定 	事業実施 				改定 	事業実施 				更新 	
公共施設 個別計画	用途別管理計画に基づき、「長期間活用する施設」と位置付けられた施設は、施設別年度別の長寿命化計画を作成していきます。 長寿命化計画対象の有無に関わらず各施設の管理運営、修繕状況などを的確に把握するため、施設管理台帳の見直しを行っていきます。		事業実施 										